

【問 題】

衆議院の解散について説明せよ。

【解答例】

- 1 衆議院の解散とは、任期満了前に衆議院議員全員の資格を同時に失わせる行為をいい、議会と政府との権力の均衡を図るという自由主義的意義と、国政の重要な問題について民意を問うという民主主義的意義を有する。
- 2 衆議院の解散権の所在、憲法上の根拠などについて争いがある。
 - (1)形式的解散権は、国事行為の1つとして天皇に存する（7条3号）。
 - (2)問題は、実質的解散権がどこに属するかである。

この点、衆議院の自律解散を認める見解があるが、多数決により、反対する少数派議員の身分を奪うことを認めることはできないから、憲法は他律解散のみを認めていると考える。

そこで、私は、7条3号より、内閣に実質的解散権が与えられていると解する。国政に関する権能を有しない天皇が解散という政治的事項をなすのは、助言と承認をなす内閣に実質的解散権があるからとみるべきだからである。
- 3 では、解散は衆議院で内閣不信任決議が可決された場合（69条所定の場合）に限定されるか。

この点、69条所定の場合に限定されるとする見解があるが、69条は内閣不信任決議が可決された場合の内閣がとるべき方途を定めたにすぎないし、議院内閣制の趣旨や、前述のような衆議院の解散の趣旨からは解散事由を同条の場合に限定する理由はなく、内閣の裁量に属すると解する。
- 4 ただし、内閣の裁量といえども無制約に許されるわけではなく、前述の解散の民主主義的意義から、69条所定の場合の他、①選挙の際に直接の争点とならなかった重大な問題が生じ、任期満了を待たずにそのことに関する民意を問う必要がある場合、②国会の統一的な意思形成力に問題が生じ、内閣として責任ある政策形成を行えないような事態が生じた場合などに限られるべきであり、内閣の一方的な都合や党利党略に基づく解散は不当である。
- 5 もっとも、仮にこのような不当な解散がなされたとしても、解散は、国家統治の基本に関わる高度の政治性を有する統治行為にあたるので、裁判所の違憲審査権が及ばないとする。（約 800 字）

以 上